

## 参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の 提出を求める公示

平成19年10月 9日

近畿地方整備局

福井河川国道事務所長 三輪 準二

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

### 1. 当該招請の主旨

本業務については、国道8号南越前町大谷地区に於いて、現在閉鎖している大谷第一トンネルの上方斜面の地すべり部が、動態観測結果より滑動していることが確認されたため、地すべり調査・対策検討及び管内事前通行規制区間の見直しについて検討するとともに併せて委員会の運営を行うものである。

本業務の実施にあたっては、業務内容やデータの取り扱いには厳格な守秘とともに、特定の企業と関係しない公平・中立な立場が求められる。また、道路構造や道路防災等道路の保全に関して高度な専門的知識、幅広い知見と豊富な経験を有するとともに、道路斜面の点検、診断、斜面の保全技術に関し高度な知識と豊富な経験を有している必要があることから、(財)道路保全技術センター(以下、「特定公益法人等」という)を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定公益法人等以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合もしくは、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定公益法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

### 2. 業務概要

(1)業務名 平成19年度管内道路防災対策検討業務

(2)業務内容

- ・国道8号南越前町大谷地区の於けるボーリング調査・弾性波探査結果に基づき地滑り範囲等の現地調査。
- ・現地調査を踏まえた対策検討。
- ・管内事前通行規制区間に関する既存資料の整理。
- ・事前通行規制区間の規制緩和・解除に向けた見直し検討。
- ・「一般国道8号大谷地区地すべり対策検討委員会」、「福井河川国道事務所管内事前通行規制区間検討委員会」の運営

(3)履行期限 平成20年3月10日

### 3. 業務目的

本業務については、国道8号南越前町大谷地区に於いて、現在閉鎖されている大谷第一トンネルの上方斜面の地すべり部が、動態観測結果より滑動していることが確認されたため、地すべり調査・対策検討及び委員会の運営を行うとともに、併せて管内事前通行規制区間の見直しに係る委員会の運営を行うものである。

#### 4. 応募要件

(1) 参加意思確認書の提出者に対する要件は次のとおりとする。

##### 1) 基本的要件

予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成 19・20 年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

##### 2) 技術力に関する要件

道路の保全に関して高度な専門的知識、幅広い知見と豊富な経験を有するとともに、道路斜面の点検、診断、斜面の保全技術に関し高度な知識と豊富な経験を有していること。

##### 3) 中立性・公平性に関する要件

建設会社等国土交通省が発注する公共工事の受注実績又は、受注希望がある企業との資本、もしくは人事関係がないこと。ここでいう「資本、もしくは人事関係」とは、次のイ）又はロ）に該当する関係である。

イ）参加表明者と建設会社等国土交通省が発注する公共工事の受注実績又は、受注希望がある企業との間で、一方が、もう一方の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資を行っている関係。

ロ）参加表明者の代表権を有する役員が、建設会社等国土交通省が発注する公共工事の受注実績又は、受注希望がある企業の代表権を有する役員を兼ねている関係。

##### 4) 守秘性に関する要件

・ 守秘義務の遵守及び違反した場合の適切な罰則などについて社則などに明記している

##### 5) 業務執行体制に関する要件

近畿地方整備局管内に本・支社（店）または営業所があること。

本業務を実施する担当技術者と体制を確保していること。

##### 6) 業務実績に関する要件

下記に示される同種又は類似業務について、1 件以上の受注実績を有していること。

・ 同種業務：平成 14 年度以降に元請けで受注し完了した近畿地方整備局（但し、港湾空港部を除く）が発注した道路法面对策検討業務

・ 類似業務：平成 14 年度以降に元請けで受注し完了した近畿地方整備局管内の各府県政令市が発注した道路法面对策検討業務

##### 7) その他近畿地方整備局長が必要と認めた要件

災害時に本業務に関連する緊急的な業務に対し、迅速かつ確実に応援態勢がとれること。

(2) 配置予定管理技術者に対する資格要件及び業務実績は以下のとおりとする。

##### 配置予定管理技術者

###### ・ 資格要件

配置予定管理技術者は、以下のいずれかの資格保有者であること。

ア）技術士（総合技術監理部門）の場合には、建設部門の選択科目により取得した者。

イ）技術士（建設部門）

ただし、平成 13 年度以降の技術士試験合格者の場合には、13 年以上の実務経験を有し、かつ同種・類似業務の実績を有する者。

ウ）国土交通省又は地方公共団体において指導・管理の職にあった者で技術士（建設部門）の資格、又は 1 級土木施工管理技士の資格を取得している者。

エ）国土交通省又は地方公共団体において指導・管理の職にあった者で、土木請負工事・調査の設計・監督検査・管理の経験が通算 20 年以上あり、そのうち統括管

理を2年以上経験した者。

オ) 国土交通大臣認定者(建設コンサルタント登録規程により技術管理者として認定された者。なお、外国資格を有する技術者(わが国及びWTO政府調達協定締結国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。)についても、建設コンサルタント登録規程により技術管理者として認定を受けている必要がある。)

・ 同種又は類似業務の実績

下記に示される同種又は類似業務について、1件以上の受注実績を有している者。

同種業務：平成14年度以降に元請けで受注し完了した近畿地方整備局(但し、港湾空港部を除く)が発注した道路法面对策検討業務

類似業務：平成14年度以降に元請けで受注し完了した近畿地方整備局管内の各府県政令市が発注した道路法面对策検討業務

## 5. 手続等

### (1) 担当部局

〒918-8015 福井県福井市花堂南2-14-7

国土交通省近畿地方整備局 福井河川国道事務所 経理課契約係

TEL：0776-35-2661(代)(内線224) FAX：0776-35-2955

### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間

平成19年10月9日から平成19年10月22日まで

(土、日曜日および祭日は除く。交付時間は9時00分から16時00分まで)

交付場所

(1)に同じ。

交付方法

手渡しとする。

### (3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

提出期限

平成19年10月22日16時00分

提出場所

(1)に同じ。

提出方法

持参によるものとする。郵送、電送及びその他の方法によるものは認めない。

## 6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予定期限：平成19年11月1日 16:00

(4) 近畿地方整備局(港湾空港関係を除く。)における平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない場合も5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であって、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に於いて、当該資格の認定を受けていなければならない。

(5) 詳細は説明書による。